



結婚世帯の新生活を支援します

壮瞥町では、これから夫婦として新たな生活をスタートする方を支援するため、『壮瞥町結婚新生活支援補助金』を交付します。

○対象世帯

令和8年1月1日から令和9年3月31日までの間に婚姻届を提出し、受理された世帯

○補助要件（全ての要件を満たす方）

- 1 婚姻日における年齢が夫婦ともに39歳以下であること。
- 2 夫婦の合計所得が500万円未満であること。
- 3 夫婦の双方又は一方の住民登録が壮瞥町内であること。
- 4 補助金の交付日から2年以上町内に居住する意思があること。
- 5 市町村民税等に滞納がないこと。
- 6 他の公的制度による家賃補助等を受けていないこと。
- 7 町の指定する講座等を受講または受講を予定していること。

○対象経費

令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間に支払いを行った次の費用が対象となります。

- 1 住宅購入費（土地購入費を除く。）
- 2 住宅の家賃、敷金、礼金、共益費、仲介手数料
- 3 引越費用（業者に依頼したものに限り）
- 4 リフォーム費用（修繕、増築、改築、設備更新等）



○補助金額

1世帯あたり 30万円を上限に補助します。

※夫婦ともに29歳以下の場合は、上限60万円

上記のほか、町からの祝いとして、町内共通商品券を3万円分を贈呈

○申請方法

壮瞥町結婚新生活支援補助金交付申請書に、関係書類を添えて、住民福祉課子育て支援係まで提出してください。申請様式は、ホームページからダウンロードすることができるほか、窓口でも配布しています。

○申請期間

令和9年3月31日まで

町ホームページ
はこちら



【お問い合わせ先】

〒052-0101

壮瞥町字滝之町 432 番地 9

そうべつ子どもセンター内

住民福祉課子育て支援係

☎66-2452